

26. 水道料金等の変遷

(1) 水道料金

(単位：円)

区分		施行年月日	昭和 11. 5. 19	昭和 18. 10. 1	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	
専	基本料	計量制 (10m ³ まで)	13mm	1.30	1.30	3.00	10.00	20.00	45.00	
			16"	1.40	1.40	4.00	12.00	25.00	55.00	65.00
			20"	1.50	1.50	5.00	15.00	30.00	65.00	100.00
			25"	2.00	2.00	6.00	20.00	40.00	85.00	130.00
			50"	3.00	3.00	7.00	30.00	60.00	130.00	195.00
			75"	4.50	4.50	11.00	45.00	90.00	200.00	325.00
			100"	6.00	6.00	15.00	60.00	140.00	310.00	650.00
			100"超	10.00	10.00	25.00	100.00	200.00	440.00	1,300.00
	料金	定額制 (5人まで)	13mm	—	—	—	10.00	20.00	4人まで 45.00	65.00
			16"	—	—	—	12.00	25.00	55.00	65.00
			20"	—	—	—	15.00	30.00	65.00	100.00
			25"	—	—	—	20.00	40.00	85.00	130.00
			50"	—	—	—	30.00	60.00	130.00	195.00
			75"	—	—	—	45.00	90.00	200.00	325.00
100"			—	—	—	60.00	140.00	310.00	650.00	
100"超			—	—	—	100.00	200.00	440.00	1,300.00	
用	超過料金	計量制	50m ³ まで	0.12	0.12	0.25	1.00	2.00	5.00	7.00
			200"	0.10	—					
			500"	0.08	0.11					
			1000"	0.07	—					
			2000"	0.06	0.90					
			5000"	0.05	0.80					
			5001"以上	0.04	0.70					
	定額制	1人増	—	—	—	1.50	3.00	7.00	15.00	
		浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
		同居人1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
	支栓1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	10.00		
共用	基本料 本金	計量制	5 m ³ まで	0.50	0.50	1.50	5.00	10.00	22.00	
		定額制	5人まで	—	—	—	5.00	10.00	4人まで 22.00	30.00
	超過料金	計量制	1 m ³ につき	0.08	0.08	0.20	1.00	2.00	5.00	6.00
		定額制	1人増	—	—	—	1.00	2.00	5.00	10.00
			浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00
	同居人1	—	—	—	1.00	2.00	5.00	12.00		
消火栓演習		10分毎	1.00	1.00	5.00	10.00	20.00	45.00	65.00	

(単位：円)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
		27. 1. 1	31. 4. 1	35. 4. 1	39. 1. 1	43. 12. 1	48. 4. 1		
家	庭用	基本10m ³	100	130	一般用	220	280	280	280
		超過 1m ³	11	14	25	37			
								{ 11m ³ ～ 20m ³ 41 { 21m ³ ～100m ³ 46 { 101m ³ 以上 50	{ 11m ³ ～ 20m ³ 41 { 21m ³ ～ 40m ³ 54 { 41m ³ ～100m ³ 62 { 101m ³ ～500m ³ 71 { 501m ³ 以上 80
官公署学校病院用 (病院・事務所・工場用)		基本 20m ³	200	260	440	廃止	—	—	—
		超過 1m ³	11	11	25	—	—	—	—
特殊営業用		基本 20m ³	300	390	廃止	—	—	—	—
		超過 1m ³	17	22	—	—	—	—	—
浴場用		基本100m ³	800	1,040	1,300	1,800	1,800	1,800	1,800
		超過 1m ³	9	12	15	25	27	27	27
共用		基本 5m ³	45	59	100	130	130	130	130
		超過 1m ³	10	13	20	27	27	27	27
定額専用		基本 5人	110	143	廃止	—	—	—	—
		1人増	25	33	—	—	—	—	—
		浴槽 1	25	33	—	—	—	—	—
定額共用		基本 5人	60	78	廃止	—	—	—	—
		1人増	25	33	—	—	—	—	—
		浴槽 1	25	33	—	—	—	—	—
消火栓演習		10分毎	100	100	100	100	廃止	—	—

(旧北総地区水道料金) ——— 昭和47年1月1日施行

種別	基本水量 (一月につき)	基本料金 (一月につき)	超過料金	
一般用	10m ³	380円	11～ 20m ³	63円
			21～100m ³	69
			101m ³ 以上	74

(一月につき)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成
		51. 4. 1	58. 12. 1	63. 6. 1	元. 10. 1	8. 4. 1 (現行)	9. 10. 1	26. 4. 1		
基本料金	口径 13 mm	230 円	320 円	330 円	計算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	380 円	計算した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
	20	520	725	770		890				
	25	770	1,260	1,370		1,590				
	40	2,200	4,100	5,400		6,350				
	50	4,900	9,200	12,200		14,400				
	75	11,000	21,000	28,000		33,100				
	100	22,000	41,000	54,000		63,900				
	150	60,000	113,000	150,000		177,600				
	200	122,000	230,000	304,000		360,000				
	250	—	409,000	541,000		641,000				
300	—	654,000	866,000	1,027,000						
従量料金	一般	1～10m ³	30 円	45 円	50 円	57 円				
		11～20	80	120	130	150				
		21～40	130	195	210	244				
		41～100	170	260	280	326				
		101～500	210	320	345	404				
		501m ³ 以上	250	350	375	441				
	公衆浴場	1m ³ につき	30 円	45 円	50 円	57 円				
共用	1m ³ につき	30 円	45 円	50 円	57 円					

(2) 給水申込納付金

施行年月日 口径	昭和48. 4. 1	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1			
13 mm	30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。			
20	60,000	270,000						
25	130,000	460,000						
40	430,000	1,400,000						
50	740,000	2,500,000						
75	2,000,000	6,700,000						
100	4,000,000	14,000,000						
150	11,000,000	38,000,000						
200	φ200以上局長が定める額	78,000,000						
250		138,000,000						
300		219,000,000						
350 以上		φ350以上局長が定める額						

(3) 開発負担金

施行年月日 項目	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1
建築物負担金	計画一日最大給水量に1m ³ 当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金	造成面積に1m ² 当たり650円を乗じて得た額			

- (注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5m³以上の建築物をいう。
2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000m²以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

施行年月日 口径	昭和 11. 5. 19	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	昭和 27. 1. 1	昭和 31. 4. 1	昭和 35. 4. 1
13 mm	—	—	—	4	9	13	20	26	廃 止
16	—	—	—	6	13	13	20	26	
20	—	—	—	8	17	17	35	46	
25	—	—	—	10	22	22	40	52	
30	—	—	—	20	44	44	55	72	
40	—	—	—	40	88	88	100	130	
50	—	—	—	60	130	130	200	260	
75	—	—	—	80	175	185	290	377	
100	—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上	—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	